

令和4年度大阪市イノベーション創出支援補助金検討会開催要綱

(目的)

第1条 市長は、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第5条に基づき、本補助金の交付対象となる事業の採否を検討するため、有識者等の意見を聴くことを目的として、「大阪市イノベーション創出支援補助金検討会」(以下「会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助金の交付申請があった事業にかかる研究内容の妥当性、企業等との連携による新事業創出への発展性、効果等に関すること
- (2) その他、補助金に関連する重要な事項に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要があると認めるときは、専門家その他関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期限は令和4年10月31日とする。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、経済戦略局産業振興部イノベーション課において行う。

附 則

この要綱は、令和4年1月5日から施行する。